

参加資格調書

久留米市長 原口 新五 あて

住所

商号又は名称

印

代表者職氏名

印

「個人番号カード特急発行用タブレット端末導入及び通信サービス利用業務」に係る入札への参加に関しては、下記の参加資格条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

1 参加資格

入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において令和4・5・6年度久留米市競争入札参加資格（物品）を有する者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成24年久留米市告示第126号に定める物品の資格の申請を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (5) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
イ アを除く福岡県内 県税
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 電気通信業法（昭和59年法律第86号）に基づき電気通信役務を行う者で、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している者であること。
- (10) 地方公共団体において、タブレット端末の導入実績を有していること。

2 添付書類

導入実績調書（第4号様式）

以上